

平成18年パートタイム労働者総合実態調査(個人票)

パート	その他
A	B

調査ご協力のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、厚生労働省において、「平成18年パートタイム労働者総合実態調査」を実施することになりました。

パートタイム労働者等は、近年、著しく増加しており、就業分野の拡大、勤続年数の伸長等今後もますます重要な就業形態になるものと考えられます。

この調査は、パートタイム労働者の人数、雇用管理、就業状況の実態、労働者の意識等を把握し、国の施策の基礎資料とすることを目的として実施するものです。この調査は、事業所と労働者個人の両面から調査しますが、この度、個人調査にご協力いただくことになりました。

つきましては、大変お手数をおかけして誠に恐縮でございますが、次のページからの調査票にお答えいただき、添付の返信用封筒に入れて返送していただきますようお願いいたします。

なお、ご記入いただきました調査票は、統計以外の目的のために使われることはありません。

また、記入された事項については、他に漏らすことはありませんので本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

平成18年10月

各 位

厚生労働省大臣官房統計情報部長

調査票を記入する前に必ずお読みください。

〔記入上の注意〕

- この調査では、パートタイマー、アルバイト、準職員、嘱託などの名称の如何にかかわらず、正社員以外の非正社員を「パート等」として調査します。
- 特に断りのない限り、**平成18年10月1日現在の状況**について記入してください。
- ※印には記入しないでください。
- 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
- 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が

1	2	3
---	---	---

 のように網掛けとなっている設問は複数回答をお願いします。
- 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例

	2
--	---

 年

	6
--	---

 か月)
なお、該当するものがなく、回答が「0」の場合は空欄のままとしてください。
- 裏面の記入要領を参照して記入してください。
- 記入が終わりましたら、添付の返信用封筒(切手不要)で **平成18年11月20日まで** に下記あてご返送ください。
- 調査票の内容などに不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省統計情報部雇用統計課 雇用構造第二係
電話番号 03-5253-1111 内線 7615, 7623

記 入 要 領

問 1 (2)

年齢は、平成18年10月 1 日現在の満年齢でお答えください。

問 2

配偶者の年収は、平成17年 1 月 1 日～12月31日までの 1 年間についてお答えください。

問 4

「**専修学校（専門課程）**」とは、専修学校（学校教育法第82条の 2）で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限 2 年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した者です。

高等課程、一般課程、各種学校（自動車教習所等）は除きます。

中学卒を入学資格とする修業年限 3 年以上の専修学校卒業の場合には「高校」の「2」を○で囲んでください。

在学中の場合は、学歴にかかわらず、「在学中」の「6」のみを○で囲んでください。

中途退学の場合は、その前の学歴の番号を○で囲んでください。

問 5

「**パート等**」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託などの名称の如何にかかわらず、正社員以外として働いている方をいいます。

二つ以上の会社に勤めている場合には、この調査票が渡された会社を「**今の会社**」としてお答えください。

今の会社に入ってから勤続年数が 1 ヶ月に満たない場合には、たとえ 1 日でも 1 ヶ月に数えてください。

問 7 (1)

「**別の会社で加入している**」とは、今の会社で働いていると同時に別の会社で働いていて、そこで加入している場合をいいます。

平成18年パートタイム労働者総合実態調査(個人票)

※

都道府県 番号	事業所一連 番号	区 分	個人番号

1 2 3 4

あなたとあなたの世帯について

問1 あなたの性及び年齢についてお答えください。

(1) 性別

男 性	1
女 性	2

5

(2) 年齢(平成18年10月1日現在)

15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

6

問2 配偶者(夫又は妻)はいますか。

い る	1
い ない	2

7

あなたの配偶者の年収(税込み)はどのくらいですか。

年収 なし	100万 円未満	100～ 200万 円未満	200～ 300万 円未満	300～ 400万 円未満	400～ 500万 円未満	500～ 600万 円未満	600～ 800万 円未満	800～ 1,000万 円未満	1,000 万円 以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

8

問3 あなたの生活は主に何によっていますか。

主に自分の収入 で暮らしている	主に配偶者の収入 で暮らしている	主に親の収入で 暮らしている	主に子供の収入 で暮らしている	その他
1	2	3	4	5

9

問4 あなたの最終学歴に該当するものを選んでください。

中 学	高 校	専修学校(専門課程)	短大・高専	大学・大学院	在学中
1	2	3	4	5	6

10

就業の実態について

問5 あなたがパート等として働いていた期間は、今の会社、別の会社を問わず通算するとどのくらいの期間になりますか。

	年		ヵ月
11		12	

(1ヵ月未満の日数は1ヵ月と数えてください。)

問6 あなたがパート等として今の会社で働き始めてからどれくらいの期間になりますか

	年		ヵ月
13		14	

(1ヵ月未満の日数は1ヵ月と数えてください。)

問7 雇用保険、厚生年金等の加入について

(1) あなたは現在、雇用保険に加入していますか。

(別の会社で加入している場合も「加入している」を○で囲んでください。)

加入している	1
加入していない	2

15

記 入 要 領

問 7 (2)

ここでいう「加入」とは、保険料を納付していることをいいます。(納付を免除されている場合も含みます。)
年金を受給しながら働いており、厚生年金にも加入している場合には、「1」を○で囲んでください。

問 8 (1)

職 種 分 類 表

(注) もし、完全に当てはまるものがないと思われるときには、近いと思われるものを1つだけ選んでください。

職 種	職 種 内 容	職種番号
専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家など	1
管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など	2
事務の仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。	3
	事務（一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員など） 事務用機械の操作（レジ係、オペレーター、速記者、有料道路料金係、出改札係など）	4
販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。	5
	販売従事者（一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員） 商品販売外交員、保険外交員、銀行外務員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など	6
サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。	個人に対するサービス（理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッターなど）
		居住施設・ビルなどの管理サービス（駐車場・ビル管理人、寮管理人など）
		その他のサービス（ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など）
保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など	10
運輸・通信の仕事	電車・自動車・船舶・航空機等運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいいます。 例えば、鉄道運転士、タクシー運転者、バス・トラック運転者、車掌、ロープウェイ乗務員、無線・有線通信員、電話交換手、郵便・小包配達員、電報配達員、ラジオ・テレビ放送技術員など	11
生産工程・労務の仕事	機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・製作工程の仕事、定置機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに機械の掃除、資材の整理、商店・会社・病院などの雑務、及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業に従事する者をいいます。 例えば、大工、左官、石工、塗装工、電気工、とび職、配管工、圧延工、鉄鋼工、鋳物工、プレス工、医薬品製造工、溶接工、鉄工、一般機械組立工、自動車整備工、修理工、パン・菓子製造工、染色工、織布工、ミシン縫製工、木工、製紙工、印刷・製本工、ゴム製品製造工、革製品製造工、製図工、ボイラー工、建設機械運転工、採石・採掘作業員、配達員、倉庫作業員、清掃作業員、雑務員など	12
その他の仕事	農・林・漁業の作業員及び上記以外の職種に従事する者をいいます。	13

※上記の表は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）に基づいています。

(2) あなたは現在、厚生年金等の公的年金に加入していますか。

厚生年金・共済年金に本人が被保険者として加入している（別の会社で加入している場合も含みます）	1
配偶者の加入している厚生年金・共済年金の被扶養配偶者になっている（第3号被保険者）	2
上記以外で国民年金に加入している	3
いずれにも加入していない	4

16

問8 あなたの職種、役職及び仕事のやり方についてお答えください。

(1) あなたの現在の職種は何ですか。

前頁裏面の「職種分類表」を参照し、1～13のうち該当する番号を1つ記入してください。

職種
番号

17

該当する番号がわからない場合は、
具体的な仕事の内容をお書きください。

(2) あなたは現在どのような役職についていますか。あなたの会社における立場に一番近い番号を選んでください。

役職についている	部長、部長代理など、部相当の組織の管理(またはその代理)をするもの	1
	課長、課長代理など、課相当の組織の管理(またはその代理)をするもの	2
	課相当の組織内の係(グループ)を統率して部下を指揮・監督するもの	3
	係(グループ)の統率はしていないが、係(グループ)の長の指揮・監督のもと、係(グループ)内の人を指示・命令するもの	4
役職についていない		5

18

(3) あなたは仕事をどのように行っていますか。

主に自分自身の責任、判断で仕事を行っている	1
上司の指示は受けるが、一部については自分自身の責任、判断で仕事を行っている	2
上司の指示に従って、補助的な単純業務を行っている	3
その他	4

19

(4) あなたの職場に、同じ仕事を行っている正社員はいますか。

いる場合には、同じ仕事を行っている正社員と比べて、賃金等処遇の面でどのように思いますか。

同じ仕事を行っている正社員がいる	正社員と比較した賃金等処遇の面について	正社員と同等もしくはそれ以上に評価されていると思う	1
		正社員より賃金は低いと思うが、納得できる	2
		正社員より賃金は低く、正當に評価されていないのでは 思、納得できない	3
		わからない（考えたことがない）	4
同じ仕事を行っている正社員はいない			5

20

問9 あなたの働き方についてお答えください。

(1) あなたは、今の会社での仕事以外に別の仕事をしていますか。

別の仕事をしている	1	→ (2)へお進みください。
別の仕事をしていない	2	

21

(2) あなたがしている別の仕事の内容はどれですか。該当するものをすべて選んでください。

別の会社などに雇われてパート等として仕事をしている	1
別の会社などに雇われて正社員として仕事をしている	2
商店、工場、農業などの自営業を営んでいる（自営業主）	3
自営業の家族従事者として働いている	4
家庭で内職をしている	5

22

記 入 要 領

問10(2)

「**就業調整**」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整を行うことをいいます。

問10 働いている理由及びパート等を選んだ理由についてお答えください。

(1) あなたが働いている理由は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。

家計の主たる稼ぎ手として、生活を維持するため	1
主たる稼ぎ手ではないが、家計の足しにするため	2
自分の学費や娯楽費を稼ぐため	3
資格・技能を活かすため	4
以前の就業経験を活かすため	5
生きがい・社会参加のため	6
時間が余っているため	7
子供に手がかからなくなったため	8
そ の 他	9

23

(2) パート等を選んだ理由は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。

自分の都合の良い時間（日）に働きたいから	01
勤務時間・日数が短いから	02
気軽に働けそうだから	03
就業調整（年収の調整や労働時間の調整）ができるから	04
すぐ辞められるから	05
正社員として働ける会社がないから	06
病人・老人等の介護で正社員として働けないから	07
家事・育児の事情で正社員として働けないから（07を除く）	08
正社員として働くことが、体力的・精神的に難しいから	09
友人・知人がパート等で働いているから	10
そ の 他	11

24

問11 仕事についてどう考えていますか。

(1) あなたがパート等として働く今の会社や仕事をどのように考えていますか。

不満・不安がある場合には該当するものを**すべて**選んでください。

不満・不安 がある	雇用が不安定	01
	賃金が安い	02
	所定労働時間が希望に合わない	03
	所定外労働が多い	04
	有給休暇がとりにくい	05
	パート等としては仕事がきつい	06
	自分の能力が活かせない	07
	昇進機会に恵まれない	08
	正社員になれない	09
	教育訓練を受けられない	10
	福利厚生が正社員と同様の扱いではない	11
	正社員との間の人間関係が良くない	12
	そ の 他	13
不満・不安はない		14

25

(2) あなたは、今後の働き方についてどのように考えていますか。

パート等で仕事を続けたい	現在の会社で	1
	別の会社で	2
正社員になりたい	現在の会社で	3
	別の会社で	4
そ の 他		5

26

記 入 要 領

問14(1)

現在勤務している会社（調査票を渡された会社）についてお答えください。

月給などの金額を記入する場合、基本給のみを記入してください。

日給月給の場合には、「**月給**」の欄に記入してください。

歩合給の場合は、1ヵ月当たりの最低補償額を記入してください。

年俸制の場合は、年間賃金を12で割った平均額を記入してください。

問14(2)

「**賞与**」とは、名称にかかわらず、算定期間が3ヵ月を超えて給与以外に支払われた金銭のことをいいます。

夏季賞与については手取額ではなく、税込みの総支給額を記入してください。

問15

(1)、(2)ともに、規則、契約等で定められているあなたの出勤日数、所定労働時間を記入してください。

労働条件等について

問12 あなたは今の会社でパート等として雇われるとき、労働条件について示されましたか。

明示された	書面により労働条件を明示され、かつ、口頭での説明を受けた	1
	労働条件が示された書面を渡されたのみで、口頭での説明はなかった	2
	書面は渡されず、口頭のみにより労働条件の説明を受けた	3
労働条件については一切説明を受けていない		4

27

問13 現在の雇用契約は、雇用期間の定めのある契約ですか。

(口頭で伝えられた場合も含まれます。)

雇用期間の定めがある	1
雇用期間の定めがない	2

28

雇用期間はどのくらいですか。

29

年

ヵ月

30

問14 給与等についてお答えください。

(1) あなたの給与は、10月1日現在どのように決められていますか。

主なものの1つを○で囲み、金額を記入してください。

時間給	1	→ 1時間
日給	2	→ 1日
月給	3	→ 1ヵ月
歩合給・その他	4	→ 1ヵ月平均

千

円 31
円 32
円 33
円 34
円 35

(2) 今年、夏季賞与（ボーナス）の支給はありましたか。

あった	1
なかった	2
勤めていなかった	3

税込みでいくらでしたか。

約

 万

 千円（千円未満四捨五入）

問15 出勤日数、労働時間等についてお答えください。

(1) 1 週間の出勤日数

週  日

(2) 1日の所定労働時間

(残業を含まない)

(3) 9月の所定労働日に残業はありましたか。

あった	1
なかった	2
勤めていなかった	3

月間何時間残業をしましたか。

--	--

 時間（30分以上切上げ、30分未満切捨て）

(4) 9月中に所定労働日以外の日に出勤（休日出勤等）したことがありますか。

あった	1
なかった	2
勤めていなかった	3

 何日出勤しましたか。

44
45

記 入 要 領

問16

前年、パート等として働いて得た賃金の1年間の金額を税込みでお答えください。
ただし、正社員として働いて得た収入がある場合については入れないでください。

問17

「**調整をしている**」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整等をしていることをいいます。

「**関係なく働く**」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当する年収、所定労働時間に達しても関係なく働く場合をいいます。

「**調整の必要がない**」とは、年収、所定労働時間が上記の要件に達する恐れがないほど少ないため、調整する必要がない場合をいいます。

問16 平成17年1月1日から12月31日までの1年間にパート等として働いた年収（税込み）はどれくらいでしたか。
（2つ以上の会社でパート等労働者で働いた場合は合計を記入してください。）

年収 なし	60万 円未満	60～ 70万 円未満	70～ 80万 円未満	80～ 90万 円未満	90～ 100万 円未満	100～ 110万 円未満	110～ 120万 円未満	120～ 130万 円未満	130～ 140万 円未満	140～ 150万 円未満	150～ 200万 円未満	200～ 250万 円未満	250～ 300万 円未満	300～ 500万 円未満	500万 円以上
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16

46

問17 あなたは、パート等として過去1年間のうちに就業調整（年収の調整や労働時間の調整）をしましたか。

調整をしている	調整をしていない			わからない
	関係なく働く	調整の必要がない	そ の 他	
1	2	3	4	5

47

それはどのような理由によるものですか。該当するものをすべて選んでください。

自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから	1
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	2
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	3
一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから	4
労働時間が週の所定労働時間20時間以上になると雇用保険に加入しなければならないため	5
正社員の所定労働時間の3／4以上になると健康保険、厚生年金等に加入しなければならないから	6
会社の都合により雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当しないようにしているため	7
現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	8
そ の 他	9

48

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。